

議題（3）事業指示負担金交付要綱の制定について

1．制定理由

箕面市地域公共交通活性化協議会規約第4条第3号に基づき、連携計画に位置付けられた事業の実施のうち、協議会が関係者に実施を指示した事業に対して支出する事業指示負担金に関して必要な事項を定めるため制定する。

2．制定要綱

別紙のとおり。

箕面市地域公共交通活性化協議会 事業指示負担金交付要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、箕面市地域公共交通活性化協議会規約(以下「規約」という。)第4条第3号の規定に基づき、協議会が実施を指示した事業に対して交付する事業指示負担金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 事業指示負担金の交付の対象となる者は、箕面市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)が、規約第4条第3号の規定に基づく事業のうち、事業実施の協議が整い、実施を指示した事業者とする。

(対象事業)

第3条 事業指示負担金の交付の対象となる事業は、協議会が規約第4条第3号の規定に基づく事業の実施を指示した事業で、事業者が一切の責任を持って適切に実施する事業とする。

(負担金の額)

第4条 事業実施に係る経費(以下「事業実施経費」という。)の額を上限とし、予算の範囲内で会長が定める額とする。この場合において、算定した負担金の額に千円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 事業実施経費のうち国庫補助金を除く地域負担分について、その全部又は一部を事業者が負担する場合は、事業者負担の金額を協議会に納付せずに、事業実施経費から事業者負担の金額を差し引いた額を上限とし、予算の範囲内で会長が定める額とする。この場合において、算定した負担金の額に千円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(負担金の交付申請)

第5条 事業指示負担金の交付を受けようとする事業者は、次に掲げる書類を添えた申請書(様式第1号)を事業実施までに、会長に提出しなければならない。

- 一 事業計画書(仕様書及び関係図書等を含む)
- 二 収支計算書(事業者負担がある場合その金額を明記)
- 三 事業実施経費の見積書の写し(算定資料等を含む)
- 四 事業指示に関する書面の写し
- 五 国庫補助金交付手続きに必要な書類
- 六 その他会長が必要と認める書類

- 2 会長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を事業者に書面で通知(様式第2号)するものとする。

(負担金の変更の申請)

第6条 負担金の交付の決定を受けた事業者は、事情により当該負担金の交付申請の内容を変更しよ

うとするときは、あらかじめ変更申請書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を事業者に書面で通知（様式第2号）するものとする。

（完了報告）

第7条 事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日以内又は負担金の交付の決定に係る協議会の会計年度の末日のいずれか早い日までに、事業者は次に掲げる書類を添えた完了報告書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

- 一 事業実績一覧表
- 二 収支計算書（領収書等があればその写し）
- 三 事業完了が確認できる成果品等の写し又は写真
- 四 国庫補助金交付手続きに必要な書類
- 五 その他会長が必要と認める書類

- 2 会長は、前項の報告があったときは、その内容を確認し、その結果を事業者に書面で通知（様式第5号）するものとする。

（負担金の支払い）

第8条 会長は、前条第2項に定める通知に基づき、事業者に事業指示負担金を支払うものとする。

- 2 支払う時期は、国庫補助金が協議会に交付された日以降、速やかに支払うものとする。

（関係書類の保管）

第9条 事業者は、交付対象事業に係る関係書類を事業完了後10年間保管しなければならない。

（準用）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、箕面市補助金交付規則（昭和43年3月31日規則第2号）を準用するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業指示負担金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

事業指示負担金交付申請書

箕面市地域公共交通活性化協議会
会長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

印

平成 年度箕面市地域公共交通活性化協議会事業指示負担金の交付を受けたいので、箕面市地域公共交通活性化協議会事業指示負担金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1	事業指示の名称	
2	事業の目的	
3	事業の内容	
4	事業の効果	
5	事業指示負担金	事業実施経費() 円 (国庫補助金予定額 円) 事業者負担の金額() 円 事業指示負担金(-) 円
6	事業の完了予定日	
7	事業遂行の計画	
8	添付書類	事業計画書、収支計算書、事業実施経費の見積書の写し、事業指示に関する書面の写し、国庫補助金交付手続きに必要な書類

事業指示負担金交付変更申請書

箕面市地域公共交通活性化協議会
会長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け箕交協第 号による交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、箕面市地域公共交通活性化協議会事業指示負担金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

記

3 委託料の変更

変更前	事業実施経費()	円
	(国庫補助金予定額	円)
	事業者負担の金額()	円
	事業指示負担金(-)	円
変更後	事業実施経費()	円
	(国庫補助金予定額	円)
	事業者負担の金額()	円
	事業指示負担金(-)	円

申請書には、次の書類を添付すること。

- (1) 事業指示負担金交付申請書(写)に変更する部分を表示したもの(付随する関係図書等を含む)
- (2) その他会長が必要と認めるもの

事業完了報告書

箕面市地域公共交通活性化協議会
会長 様

申請者 所在地
 団体名
 代表者氏名 印

平成 年 月 日付け箕交協第 号による交付決定のあった事業について、事業が完了しましたので、箕面市地域公共交通活性化協議会事業指示負担金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	事業指示の名称	
2	事業の目的	
3	事業の内容	
4	事業の実施結果	
5	事業の効果	
6	事業指示負担金	事業実施経費() 円 (国庫補助金予定額 円) 事業者負担の金額() 円 事業指示負担金(-) 円
7	事業の完了日	
8	添付書類	事業実績一覧表、収支計算書、事業完了が確認できる成果品等の写し又は写真、国庫補助金交付手続きに必要な書類

事業指示負担金交付確定通知書

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

箕面市地域公共交通活性化協議会
会長

印

平成 年 月 日付けで報告のありました平成 年度箕面市地域公共交通活性化協議会事業指示負担金について、下記のとおり交付額を確定しましたので、箕面市地域公共交通活性化協議会事業指示負担金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

交付確定額		円
交付決定額		円
差し引き額	(-)	円
支払時期、方法	国庫補助金が協議会に交付された日以降、交付確定額を速やかに支払います。 支払い方法は、口座振替としますので、所定の請求書に必要事項を記載のうえ提出して下さい。	